

朝倉市入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市発注の業務に関し、入札及び契約の過程並びに契約の内容を透明で公正なものとするため、入札及び契約の過程並びに契約の内容に係る情報の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象等)

第2条 公表の対象は、建設工事又は製造の請負、業務の委託、物品の購入その他の契約とする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する業務であって行為を秘密にする必要があると認めるものを除く。

2 指名業者名・入札結果等に関する事項の公表は、前項に規定する公表の対象となる契約のうち、建設工事及び業務の委託（建設工事関連）は予定価格が400万円を超えるもの、製造の請負、業務の委託（建設工事関連除く）及び物品の購入その他の契約は予定価格が250万円を超えるものについて行うものとする。

(公表の内容)

第3条 公表する内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に関する事項の公表

ア 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格

イ 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿

ウ 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

(2) 指名業者名・入札結果等に関する事項の公表

ア 工事（業務）名称

イ 工事箇所又は履行場所

ウ 入札日

エ 入札及び契約方法

オ 工事（業務）概要

カ 指名理由又は随意契約相手選定理由

キ 入札予定価格（ただし事前公表しない競争入札において入札不調の場合は公表しない。）

ク 最低制限価格

ケ 低入札調査基準価格

コ 指名業者名

サ 各回入札金額及び落札業者名

シ 契約の相手方の商号又は名称及び住所

- ス 契約日及び契約金額
- セ 契約期間又は納入期限
- (3) 契約の変更に関する公表
 - ア 変更契約日
 - イ 変更事項
 - ウ 変更理由

(公表の方法)

第4条 公表は、契約検査課において指名業者名・入札結果表(様式第1号)を閲覧に供することにより行うとともに、入札結果速報(様式第2号)については市のホームページに掲載し公表するものとする。

(公表の期間)

第5条 公表の期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に関する事項の公表
有効期間中公表するものとする。
- (2) 指名業者名・入札結果等に関する事項の公表
契約締結の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。ただし、入札結果速報及び入札が不調に終わった場合の公表は、入札日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。
- (3) 契約の変更に関する公表
変更契約締結の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の朝倉市入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領の規定は、この要領の施行の日以後に朝倉市請負業者指名委員会に付議された事項について適用し、同日前に付議された事項については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の朝倉市入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領の規定は、この要領の施行の日以後に朝倉市請負業者指名委員会に付議された事項について適用し、同日前に付議された事項については、なお従前の例による。